

## 「石炭火力検討ワーキンググループ」の設置について

令和 2 年 8 月  
資源エネルギー庁

資源の乏しい我が国において、エネルギー安定供給に万全を期しながら脱炭素社会の実現を目指すためには、現行のエネルギー基本計画（2018 年 7 月閣議決定）に明記している非効率石炭のフェードアウトを着実に進めて行くことが必要である。

現在、その実現に向けた規制的措置として、発電事業者に対しては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、火力発電の新設やリプレイスは最新鋭の設備（石炭は超々臨界圧（USC）相当以上）であることを求めるとともに、2030 年度のエネルギーミックスと整合的になるよう、実質的に石炭火力の発電量を火力全体の半分未満に抑える基準を設定し、取組を進めている。

今般、こうした取組に加え、地域の実態を踏まえた安定供給の確保に配慮しつつ、より実効性のある規制的措置の導入に向けた検討を行うため、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会及び省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会の下に、「石炭火力検討ワーキンググループ」を設置することとする。